

沖縄法政研究所報

沖縄国際大学総合研究機構 沖縄法政研究所

所長 大山 盛義

〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾2丁目6番1号

電話(代表)098-892-1111(内線6115) (直通)098-893-7967



第21号

2012(平成24)年3月31日発行





教員の免許更新制度から考えること

所長 大山 盛義
(法学部教授)

1. 教員の免許更新制度

賛否両論ある中で教員の免許更新制度が2009年4月1日(2007年改正教育職員免許法成立)から導入され現在もこの制度は維持されている。

文部科学省の説明によれば、教員免許更新制度の「目的」は「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもの」とされる。

この免許更新制度また「※」印付きで「不適格教員の排除を目的としたものではありません。」との説明も付されている。

ともあれ幼稚園から高校までの教員になるためには、まず教職課程のある大学などで必要な科目を履修し免許を取得、その後、都道府県の採用試験に合格し採用されなければならない。そして前述のように免許更新制度が導入されているため、更新時期が来た小中高の先生は、大学などが開設する講習を30時間以上受講した上で都道府県教育委員会に申請手続きをしなければならないことになっている。

2. 大学教員の「免許」

沖縄国際大学でも夏休みなどに教員の免許更新講習を開設している。ところで、このように講習を行う大学教員ではあるが、実は、大学教員になるためには、所定の「免許」も何らかの「資格」も、はたまた「講習」も必要とされていない。本所報を目にする環境にある読者ならご存じの方多いであろうが、巷では意外と知られていない事実でもある。

では一体何があれば大学の「先生」になれるのか。学問領域が様々なので一概には言えないが、一般的に「研究業績」が必要である。最近ではその分野での実務経験等が買われて大学教員になるケースも多くなってきている。いずれにしても何らかの免許や資格が法制度的に必要とされたりするわけではない。

とすれば、大学教員になるための「資格」や「免許」

とは、その分野での「研究業績」と置き換えて考えてもあながち間違いではないだろう。実際、私自身も大学に就職するために大学院時代に研究し論文等を発表してきた。福岡伸一『生物と無生物のあいだ』(講談社現代新書)等を読むと文系と理系の研究スタイルが全く別物であることを実感するが、大学での研究職を得るためには「研究業績」が必要とされることは変わらない。

では大学教員にとっての「免許更新」に該当することは何であろうか。ここで私は「研究」を発表し続けることがそれに当たるのではないかと考える。

先の文科省の教員免許更新制度の目的を再度引用しよう。

「その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すもの」。

就職前には、良質の論文を発表していた研究者がいったん大学で常勤の教員職を得てしまうと、研究をしなくなるという事例は数多ある。しかし研究を怠ると自らの知識や見解はその学問領域の先端議論には遠く及ばないものになっていく。このような、職を得た途端に研究をやめる大学教員が、次に研究する機会を持つのは、大学内部での昇任人事へ向けて「点数」稼ぎが目的の研究だけとなる。ただそのような研究が「必要な資質能力が保持」され「最新の知識技能を身に付ける」ことを可能とする水準であるか、学界の検証に耐えうる内容になる可能性は低い。私流に言えば、当該学問領域の最先端議論を踏まえた研究を公表することが、大学教員の「免許更新」となる。

3. 「無免許」の大学教員

そうすると、こうした研究業績がほとんど無い大学教員は、差し詰め、免許の更新がされず、有効期限が切れた「無免許」大学教員ということになる。

ただそれで一概に否定的に扱うことも早計であ

る。研究能力と教育スキルは基本的には別個のものであるので、そのような「無免許」の大学教員であっても、学生に対する教育は普通に行える場合もある。反対にその研究能力が高く評価されている教員でもそうした意味では「無免許」の大学教員が即、学生にとって役に立たないというわけでもない。

基本的に学生は一度しか履修しないので十年一日の如き講義内容であっても、それに気づくことはあまりないだろう。もっとも先輩から講義ノートや配布されたレジュメ等を譲り受けたりした場合などには「ばれる」こともある。結局、「大学で教える人」という意味では、実は「無資格」はそれ自体学生にとっての「実害」はあまりないかも知れない。

4.「無資格」大学教員の問題性

こうした「無資格」大学教員のより大きな弊害として懸念するのは、いわゆる「有識者」として地方公共団体や公的機関等で諮問委員会等、何らかの公的活動を行う場合である。

前述してきたように、「無資格」大学教員も相当数いるので、「大学の先生」＝「有識者」と考えるのは誤りである。

そのように研究業績がほとんど無いような大学教員を「有識者」と迎え入れる理由として、一つには地方における「人材難」を挙げることができるが、敢えて乱暴な立論をすれば、もう一つには「役人にとって都合のよいから」という側面も否定できないであろう。諮問委員会等が当該公共団体の基本政策にそった形で議論を進めてもらうためには、役人が用意した資料等にいちいち口出しするような「一言」士などであっては会議はうまくないのである。役人達にとっては自分達が用意したシナリオに「それでいいんじゃないですか」と「お墨付き」を与えてくれる「識者」が理想的であろう。そこでは批判的検証能力等は敢えて要求されない。「有識者」等が議論した上で出された答申、という形式は十分に踏んでいるからである。一方、「識者」の側も学識や研究業

績等は不問に付したまま、「社会的貢献」という形で「名声」や「報酬」を得ることができる。まさに「ウィン・ウィン」の関係である。しかし、これでは住民や納税者の利益を損なうおそれがある。それは官学癒着の構造に他ならないだろう。

5.研究業績等の公表義務

改正された学校教育基本法施行規則は「大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、公表すべき情報を法令上明確にし、教育情報の一層の公表を促進する」趣旨で2011年4月1日より施行されている。

その中で公表すべき項目の説明で「各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにする」とされている。そこでは研究業績の「存在」は当然の前提となっている。すなわち、「この先生は何を研究しているのだろう」と学生や保護者、地域といった外部からもチェック可能になっており、いわば誰が「免許更新」した先生なのか、誰が「無免許」の先生なのか判断できるような公表システムが導入されたのである。「無免許」大学教員は、従来のように情報開示が義務づけられておらず、どの大学教員がどういった研究をしているのか全く分からないという不透明な状況に安住することが困難になった。

6.私の免許

研究をする事情、動機は色々であろう。趣味や純粋な探求心からかも知れないし、就職のためかも知れないし、頼まれたからかも知れない、名声やお金、肩書きかも知れない。そういうことに正邪は無いように思われる。ただ私の場合、研究する動機の一つとして、ちょっとだけ重要な位置を占めているのは、やはり「無免許」大学教員では、「免許」云々について学生が気づかないとはいえ、学生にやや失礼かなと思う気持ちがある。

●第9回

公開シンポジウム「議会改革をめざして」

【日時】2012年1月21日(土)14:00～16:30 【場所】7号館2階 7-201教室

1部:基調講演

福島県会津若松市議会議長
目黒 章三郎 氏



2部:パネルディスカッション

那覇市議会議員／前泊 美紀 氏 うるま市議会議員／平 正盛 氏
与那原町議会議員／上江洲安昌 氏 読谷村議会議員／仲宗根 盛良 氏
コーディネーター／前津 榮健 氏(沖縄法政研究所所員)



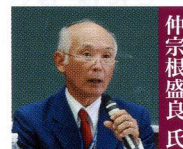
前泊 美紀 氏



平 正盛 氏



上江洲安昌 氏



仲宗根盛良 氏



前津 榮健 氏

地方分権推進委員会第2次勧告(1997年)以降、議会の政策形成能力や議会の活性化が強く求められ、地方自治法も数次にわたり改正され、議会の権限が拡充・強化されてきた。さらに、2011年の改正では、議員定数の上限数が廃止された。このような法改正と並行して、各議会独自の改革も進められ、2006年5月には、北海道栗山町議会が全国初の議会基本条例を制定、2007年12月には、福島県矢祭町議会が報酬の月給制を止め、日当制に変更し、2008年5月には、北海道白老町議会通年議会制を導入し、全国的に議会改革が進展している。

沖縄県内においても、2009年9月、読谷村議会が県内初の議会基本条例を制定した。その後、県議会や市町村議会においても、議会改革の動きが活発化しつつある。先進自治体の事例を参考に、議会改革を進める際の課題、議会改革の進捗状況や今後の議会のあり方について議論したい。



第31回 講演会

日時:2011年11月10日(木)10:40～12:10
場所:9号館3階 9-304 教室

テーマ

性犯罪者の刑事裁判と処遇の実際

—司法サポートプログラムを中心に—

講演者: 斉藤 章佳 氏(飯田橋榎本クリニック 精神保健福祉士)



性犯罪者の裁判が注目を浴びている。彼らは累犯傾向にあり、社会で最も危険な犯罪者とされている。しかし、彼らが刑事司法システムでいかに取り扱われているかは意外と世に知られていない。近時の裁判員裁判では従来の裁判と異なる大きなポイントの一つに被告人の処遇、立ち直りに大きな関心が寄せられそれが量刑ファクターとして大きく影響を及ぼしている点が数え上げられている。そこで、実際の裁判員裁判に証人として出廷している経験を通し、素人裁判官に性犯罪者の実態とその処遇の説明を求められた際にどのように説明に工夫を凝らしているか、さらに刑務所の出所後のケアにかかわっているなかでどのような点に注目して性犯罪者を処遇しているか等々、具体的なケースを通して講演していただく。



第38・39回 研究会

日時:2011年7月22日(金)13:30~17:00
場所:13号館1階 研究所会議室



「戦後沖縄史の断面―返還・復帰40年を前にして―」

司会:黒柳 保則 氏(沖縄法政研究所副所長)

<第38回>

テーマ:「沖縄密約をめぐる報道と裁判に見るジャーナリズムの限界と課題」

報告者:土江 真樹子 氏(沖縄法政研究所特別研究員・フリージャーナリスト)

本報告では、1972年の「外務省機密漏洩事件」と呼ばれた事件の発覚からこの事件の起訴状の報道までの期間、および2009年の「沖縄密約文書開示裁判」の提起から現在に至るまでの期間を対象とし、どのようにジャーナリズムの焦点が変化してきたのかを検証する。沖縄返還交渉に伴って日米政府が結んだ密約について新聞各紙がどのように報じて来たかを分析し、そこから見えるジャーナリズムの限界と課題を考えたい。



<第39回>

テーマ:「1950年代後半における土地闘争以後の保守再編について」

報告者:櫻澤 誠 氏(沖縄法政研究所特別研究員・日本学術振興会特別研究員)

島ぐるみの土地闘争によって、米軍の沖縄占領政策が大きな転換を余儀なくされていったことはよく知られている。その転換のさなかにあたる当間重剛第2代行政主席時代(1956年11月~1959年11月)の政治過程については、いわゆる「那覇市長問題」や「民連ブーム」、土地問題の収束過程などが焦点とされてきた。一方で、既存の政党に属さず、民主党・社大党合同論者であった当間主席を中心とする模索の結果として1959年10月に結成される沖縄自由民主党については狭義の「保守合同」過程として論じられ、社大党の位置づけが十分になされていない。本報告は、1960年代以降の沖縄政界を形作ることとなる、土地闘争以後の保守再編について再検討を行う。



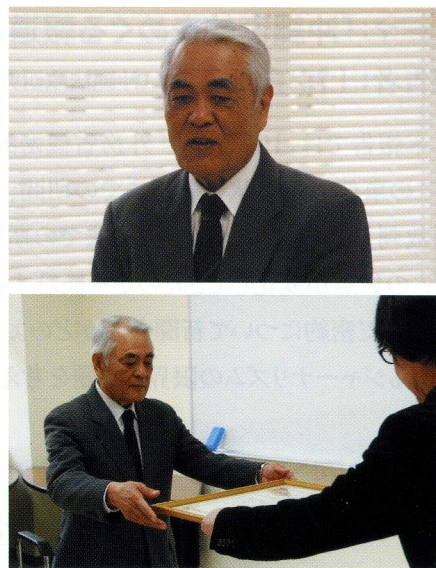
2011年度は5件の法律相談があった。ハラスメント関係1件、金銭(交通事故)関係2件、労働関係1件、相続関係1件で、それぞれ専門の所員が相談に応じた。(ただし、2件はキャンセル)



西原森茂名誉教授への感謝状贈呈式

長年にわたり本学法学部で教鞭をとられ2004年3月に退職された西原森茂先生から、昨年2月、沖縄法政研究所に研究用蔵書約150冊が寄贈されました。

図書寄贈から時間が経ってしまいましたが、大山盛義所長より西原先生に感謝状が贈呈されました(本年3月13日午後2時より本学13号館1階会議室)。頂戴した貴重な本は末永く大事に利用させていただきます。



本年3月13日午後2時より本学13号館1階会議室で行われた感謝状贈呈式の様子

そ の 他 の ご 案 内

無 料 法 律 相 談

沖縄法政研究所では、所員の研究成果を地域に還元する趣旨で、当研究所に直接お越し頂ける方を対象に無料の法律相談を行っています。是非ご利用ください。

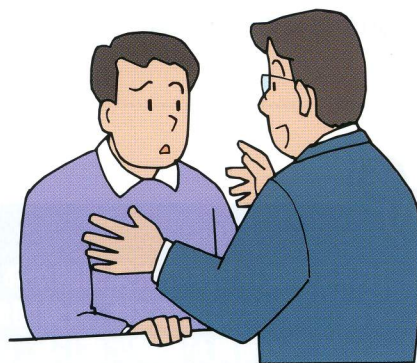
※相談を受ける先生の授業との兼ね合いもありますので、調整には数ヶ月程かかる恐れがあります。

お問い合わせ先:

沖縄国際大学総合研究機構沖縄法政研究所

〒901-2701 沖縄県宜野湾市宜野湾二丁目6番1号

TEL:098-892-1111(代表) e-mail:oilpchr@okiu.ac.jp



注 電話・ファックス・Eメール等による法律相談はしていません。

2011(平成23)年度 沖縄法政研究所 所員名簿

No.	役職	氏 名	所 属		研究テーマ
1	所 長 (専任所員)	大 山 盛 義	法学部地域行政学科	教 授	非対等な当事者間の契約に生じる諸問題
2	副所長	黒 柳 保 則	法学部地域行政学科	准教授	米軍政下の奄美・沖縄・宮古・八重山各群島の政治史
3	所 員	稲福 日出夫	法 学 部 法 律 学 科	教 授	郷土の生んだ法律家佐喜眞興英とグリム兄弟の法学観
4	所 員	脇 阪 明 紀	法 学 部 法 律 学 科	教 授	株式、とくに株券について
5	所 員	井 端 正 幸	法 学 部 法 律 学 科	教 授	近代フランスにおける議会制の展開
6	所 員	田 中 稔	法 学 部 法 律 学 科	教 授	不動産登記制度、損害賠償
7	所 員	中 野 正 剛	法 学 部 法 律 学 科	教 授	犯罪統制の近代化過程から考察する未完成犯罪解釈学の推移の研究
8	所 員	井 村 真 己	法 学 部 法 律 学 科	教 授	アメリカ公正労働基準法の制定過程に関する研究
9	所 員	芝 田 秀 幹	法 学 部 法 律 学 科	教 授	西欧政治思想史
10	所 員	徳 永 賢 治	法学部地域行政学科	教 授	多元的法体制論
11	所 員	前 津 榮 健	法学部地域行政学科	教 授	情報公開及び個人情報保護制度の諸問題
12	所 員	照 屋 寛 之	法学部地域行政学科	教 授	市町村合併、オンブズマン制度、行政改革
13	所 員	小 西 由 浩	法学部地域行政学科	教 授	犯罪予防論
14	所 員	佐 藤 学	法学部地域行政学科	教 授	地方自治、アメリカ政治
15	所 員	武 田 一 博	法学部地域行政学科	教 授	ニューロ・フィロソフィーとエコフェミ・フィロソフィー
16	所 員	熊 谷 久 世	法学部地域行政学科	教 授	生殖技術の進展に伴う国際家族法の変容について
17	所 員	比屋定 泰治	法 学 部 法 律 学 科	准教授	国際機構研究、国家の裁判権免除と基地訴訟の研究
18	所 員	末 崎 衛	法 学 部 法 律 学 科	准教授	税法と民法などの私法との関係
19	所 員	坂 本 達 也	法 学 部 法 律 学 科	准教授	①結合企業における従属社会の債権者保護－英国法を中心に ②公開買付規制－英米法を中心に ③結合企業法－米国法を中心に
20	所 員	山 川 満 夫	法 学 部 法 律 学 科	准教授	リメディアル教育、中・高英語教育、小学校外国語活動
21	所 員	吉 次 公 介	法学部地域行政学科	准教授	1960～70年代の日本外交史
22	所 員	平 剛	法学部地域行政学科	准教授	公的支出に関する実証分析
23	所 員	上江洲 純子	法学部地域行政学科	准教授	倒産手続間格差是正問題について
24	所 員	金 城 和 三	法 学 部 法 律 学 科	講 師	動物生態学
25	所 員	山 下 良	法 学 部 法 律 学 科	講 師	民法学、担保物権法、消費者保護法
26	所 員	野 見 収	法学部地域行政学科	講 師	イデオロギーと無意識の関係についての教育的考察
27	所 員	大 城 明 子	法学部地域行政学科	講 師	CALL教育 英語学習者の英語学習 ストラテジーとビリーフについて
28	所 員	砂 川 かおり	経済学部地域環境政策学科	講 師	米軍活動に係る環境政策・法研究
29	所 員	原 田 優 也	産業情報学部企業システム学科	教 授	商学概論、マーケティング情報処理
30	所 員	カレン・ルパーダス	産業情報学部産業情報学科	教 授	親族関係と慣習法・法律上の女性・法律用語
31	所 員	漆 谷 克 秀	総合文化学部英米言語文化学科	教 授	ドイツ現代叙情詩、パウル・ツェラーン研究

2011(平成23)年度 沖縄法政

No.		氏 名	職・肩書き等	研究テーマ
1		友 利 博 明	友利博明税理士事務所 代表者	税務相談税務代理
2		三 木 健	前琉球新報社 副社長	沖縄文化
3		森 尾 忠 憲	流通経済大学 教授(政治学博士)	政治学
4		小 泉 勝	小泉勝司法書士事務所 代表者	司法書士業務関係
5		福 里 芝 人	沖縄女子短期大学 総合ビジネス学科専任講師	民法
6		仲 地 博	沖縄大学 副学長	行政法、憲法
7		海老澤 美廣	弁護士	国際私法、国際民事訴訟
8		前 田 成 東	東海大学 教授	行政学
9	○	成 田 善 一	元琉球 取締役	商法
10	○	知 念 賢 諭	浦添市役所 下水道課	政治学
11		福 里 盛 雄	沖縄国際大学 名誉教授	身分法
12		宮 平 魏 秀	沖縄国際大学 名誉教授	物権法
13		松 田 朝 徳	松田朝徳法律事務所 代表者	民事・司法改革
14		朝 崎 咄	浦添市総務部市政情報室 主幹	行政法
15		比屋根 照夫	琉球大学 名誉教授	政治思想史
16		田 澤 元 章	明治学院大学 教授	商法・金融法
17	○	山 本 研	早稲田大学 法学学術院教授	民事訴訟法、倒産法
18	○	緑 間 榮	沖縄国際大学 名誉教授	国際法
19	○	緑 間 英 士	Earth 進学塾 常勤職員(公民科講師)	国際法
20	○	篠 田 四 郎	名城大学大学院 法務研究科教授	企業法、知的所有権法
21	○	木 村 裕 三	名城大学 法学部教授	刑事法学(刑事政策)
22	○	増 田 雅 暢	(株)日本政策金融公庫 国民生活事業本部 生活衛生融資部長	社会保障法
23	○	金 城 和 昌	社会福祉法人緑樹会 常務理事	介護保障
24	○	山 田 恵 子	元沖縄大学 講師	高齢者福祉
25	○	黒 島 健	石垣市 副市長	地方行政、法制、情報公開
26	○	中 原 俊 明	琉球大学 名誉教授	商法
27	○	大 内 義 三	亜細亜大学 法学部教授	民事訴訟法
28		新屋敷 文春	沖縄国際大学 名誉教授	DNA鑑定方法論
29		上 地 一 郎	名古屋大学大学院 法学研究科特任講師	沖縄法制史
30		豊 田 雅 幸	立教大学 立教学院史資料センター学術調査員	日本近現代史、日中関係史、大学史

研究所 特別研究員名簿

No.		氏 名	職・肩書き等	研究テーマ
31	○	垣 花 豊 順	沖縄県労働委員会会長	刑事訴訟法
32	○	阿波連 正一	静岡大学 法科大学院教授	沖縄の土地問題
33	○	下 地 勝	サポート・オフィスみらい(社労士・行政書士事務所)所長	労働法、社会保障法
34	○	奥 田 敦	慶應義塾大学 総合政策学部教授	イスラームの法と社会
35	○	伊志嶺 恵徹	元沖縄国際大学 法学部教授・琉球大学 名誉教授	胎児の人権について
36	○	伊 波 和 正	沖縄国際大学 名誉教授	イギリスの少年法、コモン・ロー関係、少年法関係
37	○	儀部 和歌子	弁護士(儀部和歌子法律事務所)	憲法
38	○	石 川 朋 子	沖縄国際大学 非常勤講師	社会学
39	○	屋 良 栄 作	那覇市議会議員	政治学
40		羽 月 章	愛媛大学 法学部准教授	民法学(子どもの権利の保護)
41		我 部 政 男	山梨学院大学 名誉教授	日本近現代史
42		土江 真樹子	元滋賀大学 特任准教授	沖縄戦後美術、沖縄返還、沖縄戦など
43		安次富 哲雄	琉球大学 名誉教授	民法学
44		仲宗根 忠真	弁護士(うるま法律事務所)	憲法
45		仲宗根 京子	沖縄国際大学 非常勤講師	商法
46	○	向 井 洋 子	琉球大学 兼任講師	アメリカ研究、アメリカ政治史、社会保障研究
47	○	Robert D.Eldridge	米国海兵隊 在日海兵隊基地外交政策部(G-5)次長	日本政治外交史、日米関係論、戦後沖縄史
48	○	崔 鐘 植	大阪商業大学 公共経営学科准教授	刑事政策・少年法、日韓刑事法比較
49	○	鎌 田 晋	弁護士法人ていだ法律事務所 弁護士	国際民事訴訟法
50	○	田 中 利 昌	NPO 愛知ネット職員	ボランティアコーディネート論、NPO論
51	○	高 橋 一 行	明治大学 経済学部専任教授	政治思想史、政治学方法論、教育行政
52		山岸 健太郎	中京大学 国際教養学部非常勤講師	国際関係論、中国外交論
53	◎	小 林 武	沖縄大学 客員教授	平和的生存権、地方自治等
54	◎	櫻 澤 誠	日本学術振興会 特別研究員	沖縄戦後史
55	◎	中 島 弘 雅	慶應義塾大学 大学院法務研究科(法科大学院)教授	民法学

◎印は新規特別研究員(2011年度) ○印は更新(2011年度)



第7回シンポジウムをふりかえる

所員 田中 稔(たなか・みのる)／法学部教授

お金の借り手が貸し手に支払う対価である利息の約定は原則として両者にゆだねられるが、利息制限法は年利15～20%を上限と定め、弱者たる借り手を保護する。しかし、廃止前の貸金業規制法43条はグレーゾーンを設け、年利29.2%を超えない利率で貸金業者からお金を借りた者がする年利15～20%を超える利息の自由な支払を有効とみなしていた。過払分の返還は請求できないが、借り手は利息制限法に反する利息を支払う義務を負わない。支払を続けられる限り、業者との契約の機会を失わない。契約自由を制限する実践原理が契約自由に似せた運用原理により舞台裏で微調整され、契約自由の理念原理に一步近づけられていた。

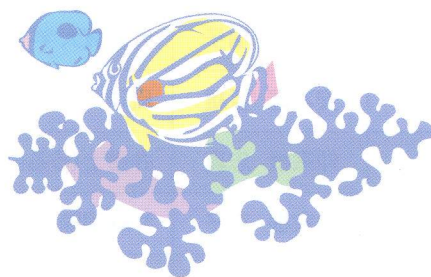
現実には業者により契約自由の実践と同視され運用の域を超えたグレーゾーンは図らずも弱きを挫き強きを助けていた。最高裁はグレーゾーンを2006年1月までに矢継ぎ早に事実上廃止し、国会は同年末に法改正で応えた。運用原理が失われ、利息制限が徹底されることとなった。

翌年11月に沖縄法政研究所は、消費者問題研究者・過払利息返還請求にかかわる司法書士・現役の貸金業者・家賃保証業に転じた業者をパネリストに招いて、第7回シンポジウム『グレーゾーン金利廃止と消費者保護』を開催した。グレーゾーンは借り手のためにあるという筆者の基調講演の後、国内の最前線の議論が大山盛義専任所員の司会の下で行われた(沖縄法政研究11号参照)。

矛盾を孕むかに見える貸金業規制法43条は、生活費補填のため業者から借りざるをえない消費者を苦しめる「天下の悪法」とも評され、わが国に生まれた不幸が嘆かれた。一方、銀行のしない無担保で迅速な貸付の機会を必ずしも弱者ばかりでない借り手が得る対価の面もあった。バスより便利なタクシーにグレーゾーンを例える業者の意見にも耳が傾けられた。

ところで、広範な研究領域を持つ法政研をこの10年間支えた大山所長(法学部教授)が転出のため3月末

で退職されることとなった。第7回シンポジウムの学術的成功も本学法学部で「債権総論」等の専門科目を開講した大山教授の学識による。自身も法政研のする無料法律相談の事例からコンビニ店経営者の労働者性を発見し(同・季労211号等)、フランチャイズ契約に関する研究動向・裁判実務に影響を与えている。数多くの論文公表により気鋭の民法法学者となった大山教授は研究業績によってのみ可能な大学教育の理念を実践し、沖縄国際大学を学問に近づけた。



編集後記

本年度を持ちまして沖縄国際大学を退職することになり、本所報の編集作業もこれが最後になります。これまで本研究所に関連してお世話になった皆様に感謝しております。ありがとうございました。「さんご礁」の執筆は、本研究所に積極的に関与し専任所員である私を援助し続けてくれた田中稔所員にまた甘え、お願いしました。

来年度からは小西由浩所長以下新布陣でスタートを切ります。これまで同様、沖縄法政研究所の活動に御協力を賜りますよう、よろしくお願いします。(大山)

